



「徳島県来庁者駐車場管理規則（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、県民の利便性の向上及び行政財産の有効活用を図るため「徳島県来庁者駐車場管理規則」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての規則の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和8年6月10日（水）～ 令和8年7月9日（木）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）



①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁 1階 生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 企画総務部 管財課 庁舎管理担当

電話：088-621-2064 FAX：088-621-2828

メールアドレス：kanzaika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp



Q1 「徳島県来庁者駐車場管理規則」ってどんな規則？

新たに来庁者以外の方による徳島県本庁舎来庁者駐車場の使用を許可することに伴い、使用時間、駐車できる自動車、使用の手続き及び使用料の納付時期や方法を定めるなど駐車場の管理に関し必要な事項を定めたものです。



Q2 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、規則の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては規則に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。